

進化する法教育

東京弁護士会では2012年度から「法教育サミット」を開催し、各委員会のやっている法教育の情報を共有するとともに、新たな法教育のプログラムも増やして、法教育を進化させていきます。しかし、弁護士会が具体的にどのような法教育を行っているのかは、まだ十分には知らない方が多いのではないのでしょうか。今回は、総論として東京弁護士会の法教育の到達点を整理するとともに、各論では東京弁護士会のやっている法教育について、取り組みごとにご紹介いただきました。これらの取り組みが法律、裁判、そして弁護士の仕事について、一般の方々に少しでも興味をもってもらえるきっかけになればと思います。

(伊藤 敬史, 難波 知子)

CONTENTS

- I 総論～東弁の目指す法教育とは
法教育サミットの開催
- II 各論～多彩なプログラムから実践紹介
 - ①ルール作り／模擬裁判／ジュニア
ロースクール
 - ②消費者教育講座
 - ③いじめ予防のための出張授業
 - ④憲法出前講座
 - ⑤裁判員制度に関する講師派遣
 - ⑥環境問題出前講座

I 総論～東弁の目指す法教育とは

法教育サミットの開催

2012年度担当副会長 白井 裕子 (38期)



近年、法教育の重要性と関心が高まっているが、法教育というと、法教育と名の付く委員会の行う活動を法教育と考えている人もいるのではなからうか？

しかし、一般に、法教育とは、「法律家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するもの」といわれており、この定義に従えば、当会の各委員会が行っている学校への出前授業や区・市民団体への講師派遣も実は法教育であり、当会では法教育センター運営委員会発足以前から法教育が行われていたといえよう。

しかし、当会の法教育は、残念ながら委員会がそ

れぞれ独自に活動し、会全体として有機的に法教育活動を実践するという形にはなっていなかった。

そこで、当会のもつ多彩な委員会活動の特色を生かしながら、会全体として有機的な法教育活動ができなにか、との問題意識から、まず各委員会相互の情報共有化と新たな事業活動として法教育を考えている委員会の情報収集の場として、2012年度「法教育サミット」を開催した。

2012年度は3回開催し、情報共有化と統一パンフレットの都内中高1239校への発送、窓口一本化に取り組んだ。そして、第3回法教育サミット(3月4日)では、2012、2013年度会長出席の下(法教



育センター規則第3条に、会長がセンターを代表すると規定されている)、現在の東弁の法教育の到達点として、以下の点が確認された。

東弁の法教育

1 対象(誰に対して)

法律家でない一般の人に対して

2 内容(何を)

法や司法制度の知識のみならず、これらの基礎になっている価値(例えば自由、公正、平等、正義等)や法的な考え方を理解してもらう

3 方法(どのような方法で)

- ①各委員会がそれぞれの得意分野をもとに実践
- ②発達段階に応じて実践
 - A 小学生～高校生
 - B 大学生～市民

4 目的(何を目的に)

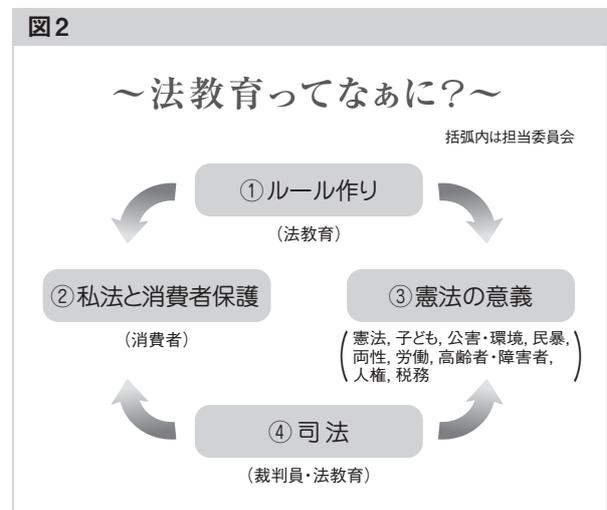
- ①自由で公正な民主主義社会の実現による基本的人権の尊重(「法の支配」の推進)
- ②弁護士を身近に感じてもらう(「司法改革の理念」)

5 2012年度の到達点

- (1)各委員会が情報共有して、会全体として取り組む

図1: 東弁の法教育のイメージ図(○内は担当委員会)

図2: 法務省法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—(2004年11月)」18頁「四つの教材の関連」の図をもとに、当会の法教育担当委員会をあてはめたもの



(2) 2008～2012年度の5年間で、法教育を実施したのべ団体数は地図のとおりで、2012年度は80団体に派遣した。地図中の数字は、各自治体への派遣数。未実施の自治体は、荒川区、国立市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村、日の出町。

6 今日の意義

- ①現代社会における法教育の必要性（裁判員制度、いじめ、憲法改正の動き、環境、差別etc.）が強まっている
- ②弁護士の仕事に対する正しい理解の必要性（隣接士業とのちがひ）

7 今後の課題

- (1) 人的体制（派遣できる体制づくり）
- (2) 財政的な体制づくり
 - ①対内的：日当・交通費の支給
 - ②対外的：収入の確保～有償化
 - A 学校からの謝礼等…第二東京弁護士会
 - B 地方公共団体（教育委員会）からの謝礼
- (3) 広報
 - マスコミ、教育委員会、地方公共団体と連携した広報
- (4) 日本弁護士連合会や関東弁護士会連合会との協働について
- (5) 第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との関係

地図



出典元 <http://www.freemap.jp/>

① ルール作り／模擬裁判／ジュニアロースクール

2012年度法教育センター運営委員会委員長 黒澤 圭子 (53期)



1 「法教育センター運営委員会」の活動について

(1) 当委員会の現状と活動

現在、法教育センター運営委員会には、約120名の委員が所属している。所属委員の構成は50期代後半以降の委員が多いために、期の若い委員が積極的に活動している。

当委員会が従来から行ってきた活動として、①中学校、高等学校へ出向いて行う刑事模擬裁判の指導、②裁判傍聴の引率、③ルール作り授業等がある。

また、毎年7月下旬に、弁護士会館において④ジュニアロースクールを開催している。ここ数年は、ジュニアロースクールのために、民事模擬裁判に関する教材を作成し、応募して参加してくれる中高生向けに民事模擬裁判を行っている。

そして、活動の対象となる生徒は、今までは中学生、高校生が中心だったが、近時は、学習指導要領に法教育が盛り込まれたことにも関連してか、教員の法教育に対する関心も高まり、⑤小学校においても法教育の授業を行うなど、活動が広がってきている。

(2) 活動実績

2012年度の実績は、①刑事模擬裁判の指導のために出向いた学校は、小学校、中学校、高等学校を合計して19校、②刑事裁判傍聴に訪れた学校は10校、③ルール作り授業の実施回数は3回（教員研修において教員の方を対象に実施が1回、小学校6年生と4年生で各1回）である。

	刑事模擬裁判	民事模擬裁判	ルール作り	裁判傍聴
高校	6			4
中学校	10			6
小学校	3	1	2	
教員			1	
合計	19	1	3	10

また、2012年7月24日、25日には、2日間にわたってジュニアロースクールを開催した。1日目の午前中と2日目の午前中は裁判傍聴、1日目の午後は刑事模擬裁判、2日目の午後は民事模擬裁判と、盛りだくさんの企画に、延べ150人の中学生、高校生が参加してくれた。そして、このジュニアロースクールのために、当委員会の委員の多くが協力し、委員会を挙げて年に1度の企画を成功させた。

ジュニアロースクールは、委員にとっても、とてもやりがいのある充実した企画となっている。今年度も、新しい民事模擬裁判教材の作成に取りかかり、来る7月25日と26日に予定されているジュニアロースクールに向けた準備を進めている。

2 各プログラムの内容について

(1) 刑事模擬裁判

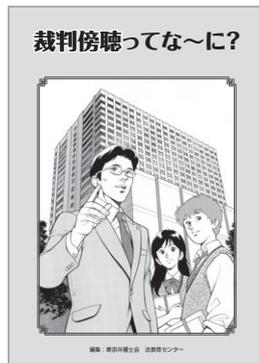
現在、使用している刑事模擬裁判のシナリオは5種類あり、生徒たちにはシナリオを読んで実演してもらうことを基本としている。そこにオリジナルの尋問事項を追加して尋問を行うことで、各校のオリジナリティを発揮してもらう。同じシナリオでも、各校の検察官チームと弁護士チームの努力によって有罪と無罪の結論が変わることから、両チームの準備にも熱が入る。

また、当委員会では、「名探偵コナン」の漫画をもとにした小学生向けの刑事模擬裁判のシナリオもあり、小学校で実施する際には、とても興味を持って参加してくれている。

刑事模擬裁判を生徒に実演してもらうことで、刑事手続がなぜこのように厳格に定められているのかを学ぶきっかけとなったり、模擬裁判を通して多面的な物の見方を学ぶ機会となってくれるとうれしいと思う。

(2) 裁判傍聴

当委員会では、年間を通じて、中学生、高校生、大学生、一般の方を対象に、裁判傍聴を随時実施している。その際、「裁判傍聴ってなに？」というパンフレットを参加者に配布しているが、このパンフレットには、刑事手続の流れがイラスト入りでわかりやすく説明されている。



弁護士が事前に刑事手続の流れを説明し、傍聴後は傍聴した裁判について解説をすることで、刑事裁判を傍聴しただけではわかりにくかった部分も後で理解することができると、参加した方から好評をいただいている。

(3) ルール作り

「ある町に大型ショッピングセンターができて騒音やゴミなどの問題が発生した」というシナリオを用いて、参加者に利用客、周辺住民など様々な登場人物になりきってグループごとに討論してもらい、問題解決のためのルールを作る。これ以外にも、「ペットを飼っている人のいるマンションで、鳴き声や臭いの問題が発生した」というシナリオを用いて実施することもある。

ルール作りでは、異なる立場の登場人物になりきって意見を述べ、また相手の意見も聞き、全員が参加して新しいルールを作る。ルール作りに参加することにより、ルール作成過程が「民主主義」を体現したものである、と理解してもらうことを目的としている。

(4) 小学校における法教育授業についての取り組み

当委員会では、東京都中央区にある阪本小学校にご協力をいただいて、法教育の授業を実施している。

阪本小学校は、中央区兜町に位置する、各学年の

児童数が20人前後の小学校である。阪本小学校では、6年生は、アイドルグループに関する本の出版を認めてよいかどうかという表現の自由とプライバシー権のぶつかり合いを考えてもらう授業、5年生は名探偵コナンを題材とした刑事模擬裁判、そして4年生では、ルール作りの授業を実施した。各学年の発達段階に応じた法教育を目指して、実践活動を行っている。今後は、さらに低学年でのプログラムや教材の作成を検討していく予定である。

3 当委員会の活動の意義

法教育センター運営委員会では、毎月平均1回から2回程度の頻度で刑事模擬裁判や裁判傍聴の依頼が入る。1回の指導時間は2時間程度（裁判傍聴は3時間程度）予定されているため、半日時間がとられてしまう、というような悩みもある。

しかし、学校へ行くと、生徒たちは、弁護士が学校へ来たということを喜んでくれる。そして、各プログラムを実施して必ず感じることは、中学生でも高校生でも、また小学生でも、議論の過程を踏めば、大人に負けない判断力があるということである。弁護士も、難しい内容を、生徒たちにわかりやすい言葉で説明することが求められ、その訓練によって、日常の弁護士業務にも役立つ能力が養われるように感じる。

法教育の活動は、弁護士業務には直接結びつくものではない。また生徒たちがその授業を体験したことによって、直接的にすぐに効果が現れるというものではない。しかし、私たちの活動を通じて、法的なものの方や考え方に触れてくれた生徒たちが、将来の我が国の民主主義の担い手として育ってくれることを願って、その種を蒔いたら、それが一番の喜びではないかと感じている。

II 各論～多彩なプログラムから実践紹介

② 消費者教育講座

消費者問題特別委員会副委員長 佐藤 千弥 (56 期)

1 講座の概要

消費者問題特別委員会では、主に高校生向けの消費者教育講座を実施している。正式な記録はないが、遅くとも1994年からは実施しており、約20年の実績を有することになる。年間の依頼件数は、2011年度が13校、2012年度が12校と毎年10数校で、ここ数年の依頼数に大きな変動はない。

2 講座の目的

講座の目的について、当委員会では、単なる悪質商法に遭わないための啓発活動ではない大きな視点で捉えたいと考えている。この点、昨年公布・施行された「消費者教育の推進に関する法律」の2条1項は、「消費者教育」を、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」と定義しており、「消費者市民社会」の形成を消費者教育の大きなテーマとしている。

「消費者市民社会」という言葉ははじめて聞く人が多いかもしれないが、同2項で「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義している。日弁連では、2009年の人権大会で「消費者市民社会の確立」をテーマにしたシンポジウムを開催するなど、早くから消費者市民社会を重視しており、消費者教育講座も、従前から、生徒の消費者としての自立を促すという視点を重視してきたつもりである。

3 講座の内容

講座の内容・時間及び参加人数は、以下の実施例（いずれも実際の実施例）のように依頼のあった学校の要望に応じて柔軟に対応している。

- 消費者市民社会についての講義及び生徒と弁護士によるディベート（私立男子高・高1・生徒数約40名・3時間）
- 映像教材に基づく悪質商法に関する講義と生徒参加型のクイズ（私立共学高・高1・約280名・2時間30分）
- 悪質商法の被害者にならないための心構えについての講義と生徒によるロールプレイ（私立女子高・高2・約15名・1時間30分）
- 悪質商法の実例・対処法と加害者・被害者の実像についての講義（都立高・高2・約45名×5クラス（同一学年の各クラス毎に別に講義）50分）
- クレジット・借金の仕組みについての講義（都立高・高3・約240名・50分）

講座の内容もなるべく生徒参加型にしたいと考えており、一部の学校ではハーバード白熱教室ばりの本格的なディベートを実施したり、生徒と先生に事前にシナリオを渡して寸劇をしてもらったり、生徒に標語を作ってもらったりしている。しかし、参加型の授業は、学校側の事前協力がなければ難しい面がある。また、現実には、事前に学校側から、「契約」のような難しい単語は使わないで欲しい、人の話を聞くのが苦手な生徒が多いので配慮して欲しいなどと要請されるなど、生徒を参加させる以前の場面で苦労することもあるので、理想を踏まえつつ、学校ごとの実情に応じた講座を実施するようにしている。

II 各論～多彩なプログラムから実践紹介

③ いじめ予防のための出張授業

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 橋詰 穰 (58期)



大津市のいじめ自殺事件の報道を機にいじめが大きな社会問題となっている。当委員会では数年前から東京三弁護士会の共催企画を中心にいじめ予防の出張授業に取り組み、「いじめは人権侵害である」というメッセージを届けている。対象は小学5年から中学3年で、1クラスに弁護士1名の教室授業を基本とする。

1 『いじめって、いじめられる側も悪い?』——授業の最初に問かける。「相手が先にいじめた場合は、いじめられても仕方ない(悪い)」という子どもの意見に、本当に「許されるいじめ」があるのか、いじめる側の言い訳ではないかを考えてもらう。そしていじめがひどくなるとどうなるかを、過去に起きた実際のいじめ自殺事件(中野富士見中の事件等)の事例で紹介する。クラスでS君を死んだこととしてお別れの色紙を書いた「葬式ごっこ」のいじめがされた事件である。悪ふざけがエスカレートする中でS君を自殺にまで追い込んだものは何だったのか、いじめた人といじめられた人の感じ方の違いなどを、それぞれの立場になって考える。

次に黒板に「コップの絵」を描き、いじめで自殺に追い込まれる子どもの心の中を表す。コップに少しずつ水が溜まり、やがて溢れるように自殺に追い込まれること、その最後の一滴は特別ないじめではなく「ウザイ」「キモイ」など何気ない悪口で足りることを説明する。

他方で、「いじめ」は加害者自身の心をも知らないうちに傷つけていることを、赤ちゃんを授かった母親が過去にしたいじめを赤ちゃんに重ね合わせて後悔したエピソードで紹介する。

2 『どうすれば、いじめをなくせるだろう?』——いじめの四層構造をドラえもんの登場人物に例える。

いじめっ子「ジャイアン」、いじめられっ子「のび太」、はやし立てる「スネ夫」(聴衆)、見ているだけの「しずかちゃん」(傍観者)——『この中で誰が頑張ればのび太へのいじめはなくなる?』。ジャイアンやスネ夫は自らいじめをやめないし、のび太が自力で抗うのも難しい。では「しずかちゃん」にできることは何かないか。まず、ジャイアンやスネ夫に「のび太さんをいじめちゃダメ」と言うことができる。ただ、もしその勇気が出なくても、「みんなはあんなこと言うけど私はのび太さんの友達よ」とそっと声を掛けてあげればいい。のび太の辛い気持ちを受け止め、あなたは大切な存在なんだと伝えることで、いじめられる子には大きな支えになる。「傍観者」にこそいじめ被害をなくすための大きな力があり、「止める」だけでなく「支える」「受け止める」という方法もあることに気づいてもらう。

そして、授業の終わりに「子どもの人権110番」(TEL.03-3503-0110)を紹介し、いじめを弁護士にも相談できることを知ってもらう。

3 大津市の事件に関する第三者調査委員会調査報告書の「提言」において、今後いじめ被害をなくすために、「弁護士が学校を訪問して講義をする、いわゆる『出張授業』を多く実践していくことが必要」であり、「法律の専門家が、いじめによって、いじめた側、いじめられた側の双方とも大きく傷つくことになることを、事案を通して触れることで、教員が行う授業とはまた異なった視点から、子どものところに届くものがある」との指摘もなされている。

この授業が一人でも多くの子ども達を「いじめ」から守ることにつながればと願う。

(LIBRA2012年11月号の「お薦めの一冊」も参照されたい。『いじめでだれかが死ぬ前に』平尾潔 著 岩崎書店)

④ 憲法出前講座

憲法問題対策センター副委員長 西田 美樹 (54期)



憲法問題対策センターでは、2009年から主に中高校生を対象にした「憲法出前講座」を行っている。この講座が始まったきっかけは、憲法改正国民投票法案の施行が確実となったことからである。子どもたちは、国民投票が行われたとしたら、確実に憲法改正が是か否かの判断をしなければならない。その判断のためには、憲法の理念をしっかりと身につける必要がある。その一助となればという思いで始めたものである。

とはいっても、憲法については、小学校の時から授業で教わっている。それを、あえて弁護士が「憲法出前講座」として授業に行くには、弁護士だからこそ語れる何かをなければならない。我々は、その何かは、憲法訴訟にあると考えた。憲法訴訟がわき起こるときの原告の思いを伝えることによって、憲法の理念をわかってほしいと考えた。そのため、授業のスタイルとしては、憲法判例、しかも教科書に載っている判例を題材にし、その判例の原告の言い分、被告の言い分について紹介しながら、生徒たちがどう考えるかディスカッションをするという双方向型のものとした。

今までに作った講義案は、以下の判例である。

- ① 「大阪空港公害訴訟」(環境権, 人格権)
- ② 「ハンセン病事件」(人格権)
- ③ 「非嫡出子相続差別事件」(平等権)
- ④ 「日産女子若年定年制事件」(平等権)
- ⑤ 「芝信用金庫貸金昇格差別事件」(平等権)
- ⑥ 「外務省秘密漏洩事件」(知る権利, 報道の自由など)
- ⑦ 「石に泳ぐ魚事件」(表現の自由, プライバシー権など)
- ⑧ 「朝日訴訟事件」(生存権)

これらの講義案のほかに、日弁連が頒布している「憲法って、何だろう?」という小冊子をつけて、授業に臨んでいる。「憲法って、何だろう?」は実によくできた教材で、憲法の条文の内容をわかりやすく親しみやすい言葉で表現しているので、生徒に朗読してもらうのにも手頃なものとして使わせてもらっている。

これらの講義案は、生徒たちに語りかけるために、弁護士らしくない(?) 柔らかい言葉で書いているつもりなのだが、いざ現場に出ると、思ってもみない言葉に生徒たちが手こずっていることがわかる。たとえば「昇格」という言葉。当たり前に使っていたが、働いたことのない中学生にはわからない。それを受けて言い換えを考えるなどバージョンアップを続けることの連続である。

また、出前講座は基本的に中高校生対象なのだが、小学校からの出前の依頼もあった。このときはさすがに判例は難しいのではないかと思ひ、「憲法って、何だろう?」をベースにして、憲法とはリーダーを縛るものだということ、人権が保障されているということなどを楽しく授業してきた。このクラスでは、自分たちのクラスの「憲法」を作っていたのだが、授業が進むにつれ、「あれ、うちのクラスの憲法は憲法じゃない!」「法律だ!」と口々に言い始め、授業をしていた弁護士が、児童の憲法感覚の鋭さに舌を巻いたということもあった。

さらに、2012年5月17日、教師との意見交換会を行った。生徒には「憲法は政治に関わる人や公務員を縛るもの」という点が理解されていないので、この点について言及してもらうことの重要性が指摘された。

このような意見も受け、一人でも多くの子どもたちに、憲法の理念を伝えていきたい。

II 各論～多彩なプログラムから実践紹介

⑤ 裁判員制度に関する講師派遣

裁判員制度センター委員 臼井 智晃 (64期)



1 裁判員制度における法教育の必要性

裁判員制度では、二十歳をこえる全ての国民が裁判員として刑事裁判に携わる可能性がある。現在では、インターネットを開けば裁判員制度の概要を容易に知ることができるが、机上の理論を知ることだけでは、現実に裁判員裁判に参加することへの漠然とした不安感は拭えない。裁判員制度が他に類を見ないほど広範囲の国民を対象とする司法制度であることを考えれば、国民の不安感を和らげる機会を提供する必要性は高い。

2 当委員会の活動

当委員会では、要請のあった機関に対し委員数名を講師として派遣し、裁判員制度の概要についての講義や、裁判劇を収めたDVDを鑑賞した上で受講者に裁判員として評議を疑似体験して貰うという活動(模擬評議)を実施している。派遣対象となる機関は幅広く、企業や公共団体をはじめ、大学、高校、中学校、果ては小学校まで講師を派遣しており、昨年度の実績は対象機関19件・派遣講師数のべ79名を数える。

模擬評議の実施形式もバラエティに富み、受講者から代表者数名を選出して評議をする方式、全受講者をグループに分けて評議をする方式、全受講者を交えて討論形式で評議をする方式といったものがある。実施に際しては、対象機関の要望を基に担当者間で打ち合わせを重ね、参加人数や実施場所などの諸要素を加味して形式を決めている。

また、当委員会では、委員長をはじめとする御大の寛大さもあって若手委員の活動が活発で、昨年度は10件以上の派遣を行った若手委員もいた。裁判員制度の創設に携わった委員の高話とは比べるべくもな

いが、司法修習期間中に法曹三者の視点から裁判員裁判の運用を見てきた若手委員の経験は、先達に対抗しうる数少ないアドバンテージであり、それを受講者に伝えられる意義は大きいだろう。

3 講師派遣の現場

昨年度、当委員会が派遣を行った機関の約7割は中学校と高校であり、私も多くの生徒と共に評議を行った。上映される裁判劇は殺人事件を題材としたもので、大人でも頭を抱える難問であるが、鑑賞直後の生徒の会話に耳を傾けると、その多くは、ふざけ合いながら楽しそうに有罪だ・無罪だと結論を出そうとしている。生徒たちは、学校という限られた世界で多くの時間を過ごすのだから、メディアの中でしか見たことのない裁判風景に現実感をもてないことはむしろ当然だ。

しかし学校派遣の醍醐味はその後にある。評議の前に、鑑賞した裁判劇が現実の事件を基にしていることを生徒たちに告げると、一瞬のざわつきと共に彼らの目の色が変わる。ある種のゲーム感覚で考えていた自身の結論が、人の行く末を左右するものだというのに、そこで初めて現実味をもつからであろう。自身の役割の大きさを理解した生徒たちの評議は、大人にも十分比肩しうるものである。生徒たちの多くは、自身の考えを的確に言語化できるだけでなく、一つの証拠に対して複数の見解を示したり、証拠の捉え方に生徒ならではの視点をもっていたりと、講師陣が驚かされることも少なくない。

近い将来、生徒の中に裁判員となる者が出てくるだろう。彼らのもとに裁判員選任通知が届いたとき、私たちの活動を思い返すことで少しでも心の不安を軽くできれば嬉しい。

⑥ 環境問題出前講座

公害・環境特別委員会委員 辻本 雄一 (54期)



1 実施の経緯

公害・環境特別委員会では、2013年2月1日に八王子市立元木小学校（6年生）、同月20日に杉並区立和田中学校（1年生）で環境問題出前講座を実施した。

当委員会では、法教育については、2012年6月に開催された「法教育サミット」に参加するに際し、委員会として法教育分野に取り組むべく法教育PTを設置した。PTでは、机上の議論を重ねるよりは、「出前授業を実施する」ことを目標とした。広報も、委員個人の知人の学校関係者に個別に打診するなどして、実施させてもらえる学校を探すこととした。結果、前記の2校で実施できることとなった。

2 内容

テーマは、対象が12～13歳ということもあり、生活上身近なゴミ問題にした。具体的には、長年自宅前にゴミ集積場を設置され続け我慢してきた者と同じ場所で維持してほしい者の言い分をそれぞれ聞いてもらったうえで、ゴミ集積場をどうすべきか考えてもらうものである。そして、授業形式は、ディスカッション形式にした。

一番意識したのは、「飽きさせないこと」であった。そのため、①関係者役を委員が演じ、生の言い分として聞いてもらう、②子どもたちには、メモ用紙を配布し、メモをとってもらう、③資料をスライドで見せる、④ディスカッション結果を全体で発表してもらう、方法で進めることにした。

3 出前講座を実施してみた

(1) 一番よかった点は、委員による実演であろう。生の言い分を聞くことで子どもたちもイメージを掴みやすかったと思われる。その影響であろうか、意外な点もあった。それは、ディスカッション結果である。

題材は、集積場を長年家の前に設置され続けた人の苦情を元としている。当然、ディスカッションは集積場の移転など何らかの救済をしてあげなくてはいけないという方向になると考えていた。

実際に子どもたちからは、「輪番制にすべき」「我慢しろ」「嫌ならば引っ越せばよい」といった救済を必要としない方向の意見から「地域皆から集金して利用料を払うべき」「誰の迷惑にもならない場所（たとえば公園）に設置すればよいのでは」という何らかの救済をする方向のものまで様々な意見が出てきた。しかし、最終的なまとめとなると、「救済せよ」という結論より、「我慢せよ」という結論が多数となったのである。私たちも驚かされた。委員の演技力(?)によるものであろうか。

(2) 進行も勉強になった。元木小は45分の2コマ、和田中は45分1コマであった。

元木小では、子どもたちが長時間のディスカッションに飽きないように委員が各子どもたちに意見を求めるなど心がけた。対して、和田中は、短時間で講義を完結させる工夫が必要となるところ、校長が講義進行役をしてくださり、私たち委員も短時間で進行するためのコツを勉強させてもらうことができた。

(3) なお、「法教育」としての授業である以上、各講義では、最後にゴミ問題も人権問題であり、たとえ多数決で勝てなくとも少数者も裁判所の調停や訴訟の制度を利用することで人権は守られることを説明して、結論とした。

4 終わりに

発足初年度に2校で出前講座を実施できたことは、上出来の結果であった。

しかし、これに満足することなく、今後も、委員の協力を得つつ、より多くの学校で、より多くの子どもたちに、環境問題を考えてもらう契機となる授業を実施できる体制を整えておかなければならないと考えている。